# 組織規程

制定 2017年7月26日

(目的)

第1条 この組織規程(以下 規程 という)は、公益財団法人神奈川県スキー連盟(以下 SA Kという)の運営組織の基本を定め、職務の責任と権限、命令系統を明らかにし、業務の確実かつ効率的な執行と運用を図ることを目的とする。

### (加盟団体及び所属団体等)

- 第2条 加盟団体とは、定款42条に定める団体を言い、所属団体数に応じた会費を毎年、指定する期日までに納入する団体を言う。
  - 2. 賛助会員、協賛会員とは定款42条の定める団体を言い、その運営は別途定める協賛会員規程による。
  - 3. 所属団体とは、加盟団体規程により会員を有し会費を毎年、指定する期日までに納入する団体を言う。

#### (新規加盟団体)

- 第3条 SAKに新規に加盟する団体は、次の各号の条件を有すること。ただし、特別な事情あるときは、理事会が認めるものにあっては、この限りでない。
  - (1) 新規加盟費の納入が可能なこと
  - (2) 所属団体を2以上有していること
  - (3) 市町村の体育協会に加盟していること

#### (ブロック)

- 第4条 SAKの運営を円滑にするため、加盟団体の属する地域性を考慮してブロックを置く。
  - 2. ブロックは地域を表す単位とし、次に掲げる群市町村の加盟団体で構成する。ただし、 高体連は、SAK事務局の所在する地域に属するものとする。
  - (1)川崎ブロック:川崎市
  - (2) 横浜ブロック: 横浜市、高体連
  - (3) 県央ブロック:相模原市、大和市、座間市、厚木市、綾瀬市、海老名市、愛甲郡
  - (4) 湘南ブロック: 横須賀市、三浦市、茅ヶ崎市、藤沢市、鎌倉市、逗子市、三浦郡、高 座郡
  - (5) 県西ブロック: 小田原市、平塚市、秦野市、伊勢原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡、中郡
    - 3. ブロックの運用については別に定めるブロック運用規程による。

#### (組織単位)

- 第5条 SAKは、執行を円滑に行うため次の組織単位を置くことができる。
  - (1)総務本部
  - (2)教育本部
  - (3) 競技本部
  - (4) 各種委員会

### (組織図)

第6条 SAKの組織は、表-1の組織図のとおりとする。

#### (業務分掌)

第7条 各組織単位の業務分掌は、別に定める職務分掌規程による。

#### (職位)

- 第8条 SAKは、必要により次の職位を置くことが出来る。
  - (1) 総務本部長
  - (2)総務副本部長:事務局長とする。
  - (3)教育本部長
  - (4)教育副本部長
  - (5) 競技本部長
  - (6) 競技副本部長
  - (7) 事務局長:総務副本部が兼ねる。
  - (8) 各委員長: 各部会メンバーを構成する。
  - (9) 各副委員長:各部会メンバーを構成する。
  - 2. この規程に定めのない職位も、業務上必要が生じた場合は、理事会の決議を経てこれを置くことができる。

### (職位者の権限)

- 第9条 各職位者は、理事会の指示、管理及び監督を受けて所管業務を遂行し、その責任を負 うものとする。
  - 2. 職務の遂行に必要な職務権限は、別に定める職務分掌規程による。

(本部長、副本部長、委員長、副委員長の職務及び権限)

- 第10条 本部長は常務理事があたり、会長、副会長、専務理事及び総括常務を補佐し、日常 の業務を掌理する。
  - 2. 副本部長は本部長を補佐し日常業務を円滑に遂行する。
  - 3. 委員長は本部長、及び副部長を補佐し、委員会の職務に基づき円滑に事業を推進する。

4. 副委員長は委員長を補佐し、日常業務を円滑に進める。

# (監事の職務及び権限)

第11条 定款第26条の定めるところによる。

# (規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議による。